

2050ゼロカーボンみのわ推進事業

箕輪町ゼロカーボン推進補助金の手引き

令和6年4月

箕輪町

2050ゼロカーボンみのわ

箕輪町では、ゼロカーボンや地球温暖化、SDGs等の認知度や理解度を向上させ、町民一人おひとりのライフスタイルの変容を促し、2050年までにゼロカーボン達成を目指します。



お問い合わせ先

・箕輪町役場 総務課ゼロカーボン推進室 電話：0265-79-3144
E-mail：zero@town.minowa.lg.jp

・ペレットストーブ等設置事業補助金のみ
みどりの戦略課 森ビジョン推進係 電話：0265-79-3170
E-mail：midori@town.minowa.lg.jp

目次

1	<u>太陽光発電設備</u>	・・・1
2	<u>定置型蓄電設備（太陽光発電設備とセットで設置）</u>	・・・2
3	<u>定置型蓄電設備（既に太陽光発電設備のみ設置）</u>	・・・3
4	<u>太陽熱利用システム</u>	・・・4
5	<u>断熱性能向上リフォーム</u>	・・・5
6	<u>EV・PHV</u>	・・・6
7	<u>V2H充放電設備</u>	・・・7
8	<u>ペレットストーブ</u>	・・・8
9	<u>PPAモデル導入推進協力金</u>	・・・9

【受付日程・場所・時間】

箕輪町ゼロカーボン推進補助金

受付日程

令和6年4月	26日(金)
令和6年5月	8日(水)、17日(金)、28日(火)
令和6年6月	7日(金)、18日(火)、28日(金)
令和6年7月	8日(月)、18日(木)、26日(金)
令和6年8月	8日(木)、16日(金)、28日(水)
令和6年9月	6日(金)、18日(水)、27日(金)
令和6年10月	8日(火)、18日(金)、28日(月)
令和6年11月	8日(金)、18日(月)、28日(木)
令和6年12月	6日(金)、18日(水)、27日(金)
令和7年1月	8日(水)、17日(金)、28日(火)
令和7年2月	7日(金)、18日(火)、28日(金)

※令和6年10月以降の分は、申込状況により変更する可能性があります。

※事業所向け補助金の受付は令和6年9月27日までとなります。

場所：箕輪町役場1F 町民ホール
時間：9：00-15：00

ペレットストーブ設置補助金

受付日程：随時受付

場所：箕輪町役場みどりの戦略課

時間：8：30-17：15

1 太陽光発電設備（既存住宅、新築住宅、事業所）	
内 容	住宅又は事業所への太陽光発電設備の設置に対し、費用の一部を助成します。
交付対象者	次のいずれにも該当する個人又は法人 (1) 交付決定日以降に補助対象事業に着手し、かつ、令和7年2月28日までに事業を完了し、実績報告書を提出できる者 (2) 過去に本補助金を活用し、太陽光発電設備を設置したことがない者 (3) 町税等の滞納がない者（同一世帯者も含む） (4) 暴力団員や暴力団関係者でない者
交付要件	(1) 自ら居住する新築住宅及び既存住宅（以下「住宅等」という。）、事業所又は当該住宅等及び事業所と同一敷地内に補助対象設備を設置すること。 (2) 住宅は、一戸建ての専用住宅であること (3) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する事業者が太陽光発電設備を設置させること (4-1)（既存住宅、事業所の場合）契約の締結は交付決定日以降に行うこと (4-2)（新築住宅の場合）令和6年4月1日以降に建築工事請負契約を締結したものであり、事業着手は交付決定日以降に行うこと (5) 住宅等が自己の所有に属さない場合又は共有者がいる場合は、当該所有者に設置の承諾を得ること (6-1)（住宅等の場合）自家消費する電力量が30%以上であること (6-2)（事業所の場合）自家消費する電力量が50%以上であること (7) F I T制度又はF I P制度の認定を取得しないこと (8) 余剰電力は町長が指定する小売電気事業者に売却すること (9) 既存設備の更新の場合は、設置から17年が経過していること (10) 設置する設備は、商用化され、導入実績があり、中古のものでないこと (11) 本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと (12) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して事業を実施すること (13) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと
補助対象経費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補助率等	住宅等の場合：10万円/kW（上限100万円） 事業所の場合：6万円/kW（上限300万円） （太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点第2位未満は切捨て）に1kW当たり補助額を乗じた額。千円未満は切り捨て）
必要書類 （申請時） A3又はA4で提出	(1) 交付申請書（様式第1号） (2) 設置する住宅等又は事業所の位置図 (3-1) 補助対象経費その内訳が記載された見積書の写し（既存住宅、事業所の場合） (3-2) 補助対象経費その内訳が記載された工事請負契約書の写し（新築の場合） (4) 設置箇所を示す写真（既存住宅、事業所の場合） (5) メーカー、型式及び容量等設備の仕様が確認できる書類 (6) 既存設備の設置年月が確認できる書類（更新の場合） (7) 委任状（様式第2号）（手続きを代理人に委任する場合） (8) 電力消費量計画書（5kW以上の場合） (9) 設備の解体・撤去等に係る費用確保計画書（10kW以上の場合） (10) 申請に係る確認表

2 定置型蓄電設備（前頁の太陽光発電設備とセットで設置）

内 容	住宅への定置型蓄電設備の設置に対し、費用の一部を助成します。
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当する個人の者 (1) 交付決定日以降に補助対象事業に着手し、かつ、令和7年2月28日までに事業を完了し、実績報告書を提出できる者 (2) 過去に本補助金を活用し、定置型蓄電設備を設置したことがない者 (3) 町税等の滞納がない者（同一世帯者も含む） (4) 暴力団員や暴力団関係者でない者
交 付 要 件	(1) 自ら居住する住宅又は同一敷地内の建築物に定置型蓄電設備を設置すること (2) 住宅は、一戸建ての専用住宅であること (3) 蓄電容量が4 kWh 以上のものであること (4) 1 kWh 当たりの価格が15万5千円（工事費込み・税抜き）以下であること (5) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する事業者が定置型蓄電設備を設置させること (6-1)（既存住宅の場合）契約の締結は交付決定日以降に行うこと (6-2)（新築住宅の場合）令和6年4月1日以降に建築工事請負契約を締結したものであり、事業着手は交付決定日以降に行うこと (7) 住宅等が自己の所有に属さない場合又は共有者がいる場合は、当該所有者に設置の承諾を得ること (8) 前頁の補助金を活用して設置した太陽光発電設備に常時接続する設備であること (9) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと (10) 既存設備の更新の場合は、設置から6年が経過していること (11) 設置する設備は、商用化され、導入実績があり、中古のものでないこと (12) 交付金実施要領別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと
補 助 対 象 経 費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補 助 率 等	補助対象経費の1/3以内の額（上限1 kWh 当たり5.1万円）に、蓄電容量1 kWh 当たり0.9万円を加算した額。千円未満切り捨て ただし、7 kWh に相当する額（42万円）を限度とする。 （kWh 表示の小数点以下は切捨て）
必 要 書 類 (申請時) A3又はA4で 提 出	(1) 交付申請書（様式第1号） (2) 設置する住宅等の位置図 (3-1) 補助対象経費その内訳が記載された見積書の写し（既存住宅の場合） (3-2) 補助対象経費その内訳が記載された工事請負契約書の写し（新築の場合） (4) 設置箇所を示す写真（既存住宅の場合） (5) メーカー、型式及び容量等設備の仕様が確認できる書類 (6) 既存設備の設置年月が確認できる書類（更新の場合） (7) 委任状（様式第2号）（手続きを代理人に委任する場合） (8) 申請に係る確認表

3 定置型蓄電設備（当該設備のみ設置）

内 容	既存の住宅への定置型蓄電設備の設置に対し、費用の一部を助成します。
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当する個人の方 (1) 交付決定日以降に補助対象事業に着手し、かつ、令和7年2月28日までに事業を完了し、実績報告書を提出できる方 (2) 過去に本補助金を活用し、定置型蓄電設備を設置したことがない方 (3) 町税等の滞納がない方（同一世帯者も含む） (4) 暴力団員や暴力団関係者でない方
交 付 要 件	(1) 自ら居住する既存住宅又は同一敷地内の建築物に定置型蓄電設備を設置すること (2) 既存住宅は、一戸建ての専用住宅であること (3) 蓄電容量が4 kWh 以上のものであること (4) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する事業者に定置型蓄電設備を設置させること (5) 契約の締結は交付決定日以降に行うこと (6) 既存住宅等が自己の所有に属さない場合又は共有者がいる場合は、当該所有者に設置の承諾を得ること (7) 既に設置されている太陽光発電設備に常時接続する設備であること (8) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと (9) 設置する設備は、商用化され、導入実績があり、中古のものでないこと
補助対象経費	
補 助 率 等	1件 10万円
必 要 書 類 (申請時) A3 又は A4 で 提 出	(1) 交付申請書（様式第1号） (2) 設置する既存住宅の位置図 (3) 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書の写し (4) 設置箇所を示す写真 (5) メーカー、型式及び容量等設備の仕様が確認できる書類 (6) 既存設備の設置年月が確認できる書類（更新の場合） (7) 委任状（様式第2号）（手続きを代理人に委任する場合） (8) 申請に係る確認表

4 太陽熱利用システム

内 容	既存の住宅への太陽熱利用システムの設置に対し、費用の一部を助成します。
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当する個人の方 (1) 交付決定日以降に補助対象事業に着手し、かつ、令和7年2月28日までに事業を完了し、実績報告書を提出できる方 (2) 過去に本補助金を活用し、太陽熱利用システムを設置したことがない方 (3) 町税等の滞納がない方（同一世帯者も含む） (4) 暴力団員や暴力団関係者でない方
交 付 要 件	(1) 自ら居住する既存住宅に太陽熱利用システムを設置すること (2) 既存住宅は、一戸建ての専用住宅であること (3) 太陽集熱器がJIS4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものであること (4) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する事業者が設備を設置させること (5) 契約の締結は、交付決定日以降に行うこと (6) 既存住宅が自己の所有に属さない場合又は共有者がいる場合は、当該所有者に設置の承諾を得ること (7) 既存設備の更新の場合は、設置から15年が経過していること (8) 設置する設備は、商用化され、導入実績があり、中古のものでないこと (9) 本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと (10) 交付金実施要領別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと
補 助 対 象 経 費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補 助 率 等	補助対象経費の2/3以内（上限60万円）千円未満切り捨て
必 要 書 類 (申請時) A3又はA4で提出	(1) 交付申請書（様式第1号） (2) 設置する既存住宅の位置図 (3) 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書の写し (4) 設置箇所を示す写真 (5) メーカー、型式及び容量等設備の仕様が確認できる書類 (6) 太陽集熱器がJIS4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有することを確認できる書類 (7) 既存設備の設置年月が確認できる書類（更新の場合） (8) 委任状（様式第2号）（手続きを代理人に委任する場合） (9) 申請に係る確認表

5 断熱性能向上リフォーム

内 容	既存住宅の断熱性能を向上させるリフォーム工事に対し、費用の一部を助成します。
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当する個人の方 (1) 交付決定日以降に補助対象事業に着手し、かつ、令和7年2月28日までに事業を完了し、実績報告書を提出できる方 (2) 過去に本補助金を活用し、断熱性能向上リフォームを実施したことがない方 (3) 町税等の滞納がない方（同一世帯者も含む） (4) 暴力団員や暴力団関係者でない方
交 付 要 件	(1) 自ら居住する既存住宅（店舗等併用住宅の場合は住居部分に限る）の、壁、床、屋根、屋根裏及び窓等の断熱性能を向上させるリフォームを実施すること (2) 町内に本店、支店若しくは営業所を有する事業者が補助対象工事を実施させること (3) 契約の締結は、交付決定日以降に行うこと (4) 既存住宅が自己の所有に属さない場合又は共有者がいる場合は、当該所有者に設置の承諾を得ること
補助対象経費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補 助 率 等	補助対象経費の1/2以内（上限15万円）千円未満は切り捨てただし、補助対象経費から、国、県、又は町の他の制度の補助金等交付額を除く。
必 要 書 類 (申請時) A3又はA4で 提 出	(1) 交付申請書（様式第1号） (2) 改修する既存住宅の位置図 (3) 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書の写し (4) 製品の規格及び改修内容が確認できる書類 (5) 改修箇所を示す平面図（住宅全体の間取りが確認できるもの） (6) 改修箇所を示す写真 (7) 委任状（様式第2号）（手続きを代理人に委任する場合）

6 EV・PHV

内 容	EV又はPHVの購入に対し、費用の一部を助成します。
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当する個人の方 (1) 交付決定日以降に補助対象事業に着手し、かつ、令和7年2月28日までに事業を完了し、実績報告書を提出できる方 (2) 過去に本補助金を活用し、EV又はPHVを購入したことがない方 (3) 町税等の滞納がない方（同一世帯者も含む） (4) 暴力団員や暴力団関係者でない方
交 付 要 件	(1) 町内に住所を有する者で、自ら使用するためのEV又はPHVを購入すること (2) 契約の締結は、交付決定日以降に行うこと (3) 自家用の新車として新たに購入するものであること (4) 使用の本拠の位置が町内であること (5) 交付申請日時点で、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「CEV補助金」という。）の交付対象となっている車両で、給電機能を有するものであること (6) 災害時等の車両の貸与について、町から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること
補助対象経費	
補 助 率 等	CEV補助金の規定に定める補助金交付額の1/10以内 （上限10万円）千円未満は切り捨て
必 要 書 類 （申請時） A3又はA4で 提 出	(1) 交付申請書（様式第1号） (2) 製品名及び価格が記載された見積書の写し (3) 委任状（様式第2号）（手続きを代理人に委任する場合）

7 V2H充放電設備

内 容	V2H充放電設備の設置に対し、費用の一部を助成します。
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当する個人の方 (1) 交付決定日以降に補助対象事業に着手し、かつ、令和7年2月28日までに事業を完了し、実績報告書を提出できる方 (2) 過去に本補助金を活用し、V2H充放電設備を設置したことがない方 (3) 町税等の滞納がない方（同一世帯者も含む） (4) 暴力団員や暴力団関係者でない方
交 付 要 件	(1) 自ら居住する町内の住宅にV2H充放電設備を設置すること (2) 契約の締結は、交付決定日以降に行うこと (3) 住宅が自己の所有に属さない場合又は共有者がいる場合は、当該所有者に設置の承諾を得ること (4) 設置する設備は中古品でないこと (5) 申請者又はその同一世帯者が所有する自家用の車両を接続して使用するためのものであること (6) 交付申請日時点で、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「V2H補助金」という。）の交付対象となっている設備であること
補助対象経費	設備費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補 助 率 等	V2H補助金の規定に定める補助金交付上限額の1/10以内 （上限10万円）千円未満は切り捨て
必 要 書 類 （申請時） A3又はA4で 提 出	(1) 交付申請書（様式第1号） (2) 製品名及び価格が記載された見積書の写し (3) 委任状（様式第2号）（手続きを代理人に委任する場合）

8 ペレットストーブ

内 容	ペレットストーブ又はペレットボイラーの購入に対し、費用の一部を助成します。
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当し、町内に居住する個人の方 (1) 町税等の滞納がない方（同一世帯者も含む） (2) 過去に本補助金の交付を受けていない方
交 付 要 件	(1) 購入するストーブ等は新品であること (2) 県内に事業所又は代理店を有する者から購入すること (3) 使用するペレットは、長野県産ペレットであること (4) ペレットの販売業者との間で、協定の期間（3年間）を記載した燃料供給に関する協定書を締結すること
補助対象経費	ストーブ等本体の購入に要する経費
補 助 率 等	補助対象経費の 10/10 以内（上限 20 万円）
根 拠 法 令 等	箕輪町ペレットストーブ等設置事業補助金交付要綱
必 要 書 類 (申 請 時)	(1) 交付申請書（様式第 1 号） (2) 購入するストーブ等の見積書及び仕様書 (3) 設置予定箇所の位置図 (4) 設置予定箇所を確認できる写真

9 P P Aモデル導入推進協力金

内 容	P P Aモデルを活用し太陽光発電設備を設置した方に、導入推進協力金を交付します。
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当する個人の方 (1) 令和5年4月1日以降にP P Aモデルによる電力購入契約を締結し、自ら居住する住宅又は同一敷地内の建築物に太陽光発電設備を設置した方 (2) 過去に本協力金の交付を受けていない方 (3) 町税等の滞納がない方（同一世帯者も含む） (4) 暴力団員や暴力団関係者でない方
交 付 要 件	(1) 令和5年4月1日以降にP P Aモデルによる電力購入契約を締結し、交付申請時において、自ら居住する住宅又は同一敷地内の建築物に太陽光発電設備の設置が完了していること ※P P Aモデル 発電事業者が町内の住宅の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、発電設備から発電された電気を当該住宅に供給するもの (2) 令和5年4月1日以降にP P Aモデルによる電力購入契約を締結し、交付申請時において、自ら居住する住宅又は同一敷地内の建築物に太陽光発電設備の設置が完了していること
補助対象経費	-
補 助 率 等	1件 1万円
根 拠 法 令 等	箕輪町P P Aモデル導入推進協力金交付要綱
必 要 書 類 (申 請 時) A3 又は A4 で 提 出	(1) 交付申請書兼請求書（様式第1号） (2) 契約書の写し (3) 設備の設置状況を確認できる書類